

原子力発第17015号
平成29年 4月10日

愛媛県知事
中村時広 殿

四国電力株式会社
取締役社長 佐伯 勇 人

実用発電用原子炉及びその附属設備の位置、構造及び設備の基準に関する
規則等の一部改正等に係る対応についての国からの指示について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

実用発電用原子炉及びその附属設備の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正等に係る対応について、平成29年4月5日付けで原子力規制委員会から、別添のとおり指示がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

敬 具



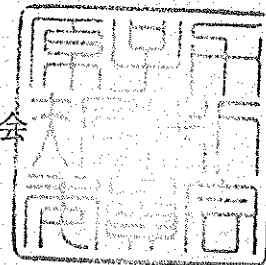
原規規発第 1704054 号

平成 29 年 4 月 5 日

四国電力株式会社

取締役社長 佐伯 勇人 殿

原子力規制委員会



実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に
関する規則等の一部改正等に係る対応について (指示)

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正等に係る対応について、原子力規制委員会は、別紙 (NRA-Cb-17-002) のとおり、発電用原子炉設置者及び再処理事業者に対して、予期せず発生する有毒ガスに係る対策の一部を求めます。

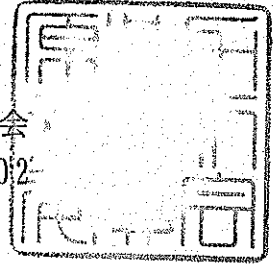
原規規発第1704054号

平成29年4月5日

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に
関する規則等の一部改正等に係る対応について（指示）

原子力規制委員会

NRA-Cb-17-002



原子力規制委員会は、平成29年4月5日に発電用原子炉施設及び再処理施設（以下「発電用原子炉施設等」という。）における有毒ガスの発生への対策に関し、原子力規制委員会規則及びその解釈並びに審査基準¹（以下「基準規則等」という。）を改正することを決定し、併せて、改正後の基準規則等への対応に要する期間を考慮し、経過措置を設けることとしました。

このうち、予期せず発生する有毒ガスに係る対策の一つである、必要人数分の空気呼吸具の配備等については、施設の最初の起動²時点において、最低限講ずべき対策として実施されていることが望ましいことから、下記のとおり対応を求めます。

記

- 1 予期せず発生する有毒ガスに係る対策として、当該経過措置期間中に起動し、又は起動状態にある発電用原子炉施設等については、原子炉制御室又は制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の運転・初動要員³が使用できるよう、必要人数分の空気呼吸具の配備（着用のための手順、防護の実施体制等の整備を含む。）を行うこと。

対応に当たっては、有毒ガス防護に係る影響評価ガイド（平成29年4月5日原規技発第1704052号 原子力規制委員会決定）6.2(1)①を参照すること。

¹ 平成29年4月5日原子力規制委員会資料3参考1における改正対象

² 平成25年に制定された新規制基準への適合後最初に、原子炉については臨界状態に到達させるために制御棒の引抜き操作を開始すること（検査目的を含む。）をいい、再処理施設については使用済燃料のせん断・溶解を開始すること（検査目的を含む。）をいう。

³ 有毒ガス防護に係る影響評価ガイド（平成29年4月5日 原規技発第1704052号 原子力規制委員会決定）1.2（適用範囲）の「運転・初動要員」をいう。

- 2 上記1の結果を次の期限までに原子力規制委員会に報告⁴すること。
- ① 最初の起動時点が平成29年7月末日（施行日より約3か月後）より前である発電用原子炉施設等については、平成29年7月末日まで
 - ② 上記①以外の発電用原子炉施設等であって、経過措置期間中に最初の起動時点を迎える施設については、平成29年7月末日以後最初に起動する日の前日まで

以上

⁴ 例えば、空気呼吸具の配備数及び配備場所、空気ポンペの配備数及び配備場所等を記載し、防護のための手順及び実施体制を定めた文書を添付する等。